

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	株式会社理研分析センター	山形県鶴岡市道形町18番17号
	以下余白	

2 指名停止措置期間 平成29年4月25日～平成29年7月24日（3ヵ月）

3 指名停止措置の範囲 東北地方環境事務所管内

4 事実概要

「平成28年度から平成32年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査等業務」において実施された、浸出水処理水中のふっ素及びその化合物の分析において、以下のとおり、発注者との信頼関係を大きく損なう事案が生じたため、契約の全部を履行する見込みがないとして契約を解除した。

①発注者への事前の協議がなく、仕様書で規定した分析方法以外の方法で分析を実施していたにもかかわらず、計量証明書においては、仕様書で規定した分析方法で実施したとの虚偽の報告をしていた。

②加えて、その分析結果について、ふっ素及びその化合物が検出されていたにもかかわらず、「報告下限値」として、発注者に報告していた。

5 指名停止措置理由

福島環境再生事務所が発注する「平成28年度から平成32年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境モニタリング調査等業務」については、平成28年7月1日に株式会社理研分析センターと契約を締結していたところ、当該業務仕様書に定められた業務内容が不履行となり、契約の全部を解除するに至った。

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「指名停止等の措置要領」という。）別表2第15号に該当する。

従って、本件については、3ヶ月の指名停止措置を行うものである。

平成29年4月25日(火)

指名停止等の措置要領 別表2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内